

# 新たな大臣間合意について

---

令和3年12月27日

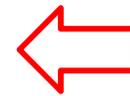
## これまでの合意との違い

- ① 令和4年度予算案における令和3年度繰戻額からの増額  
7億円増【47億円(令和3年度) → 54億円(令和4年度)】
- ② 新たな大臣間合意の期限  
令和5年度から令和9年度まで【5年間】
- ③ 令和5年度以降の繰戻し額の目安の提示  
「令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえること」を初めて明記
- ④ 令和5年度以降における繰戻しの継続  
「一般会計からの繰戻しに継続して取り組むこと」を初めて明記
- ⑤ 安全・安心な自動車社会実現のための賦課金制度の検討  
「関係者の理解を得つつ、賦課金制度の検討を行い、早期に結論を得ること」を記載

勘定の安定性確保に向けて令和5年度以降の繰戻し額の目安と繰戻し継続を約束する画期的な内容を明記  
返済計画の大枠の提示を受け、自動車事故対策事業の安定性確保に向けた賦課金の検討を実施

# 新たな大臣間合意の本文とポイント

1. 平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金については、令和4年度において、5,400,000千円を自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に繰り戻すこととする。
2. 繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、自動車事故対策勘定における積立金の水準と変動状況等に鑑み、平成6年2月10日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（蔵計第238号、自保第38号）記2の「平成31年度から平成34年度」を「令和5年度から令和9年度」に改めることとする。
3. 毎年度の具体的な繰戻額については、令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。  
 ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、令和9年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。
4. また、安全・安心な自動車社会の実現を図るため、両省は自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に係る財政運営の安定性確保に向けて、一般会計からの繰戻しに継続して取り組むこととし、あわせて、平成13年の自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律に係る衆参両院の附帯決議を踏まえ、関係者の理解を得つつ、賦課金制度について令和5年度以降の可能な限り速やかな導入に向けた検討を行い、早期に結論を得ることとする。



繰戻額の増額  
【令和3年度:47億円 → 令和4年度:54億円】



新たな大臣間合意の期間は「5年」



令和5年度以降の繰戻額の目安の提示



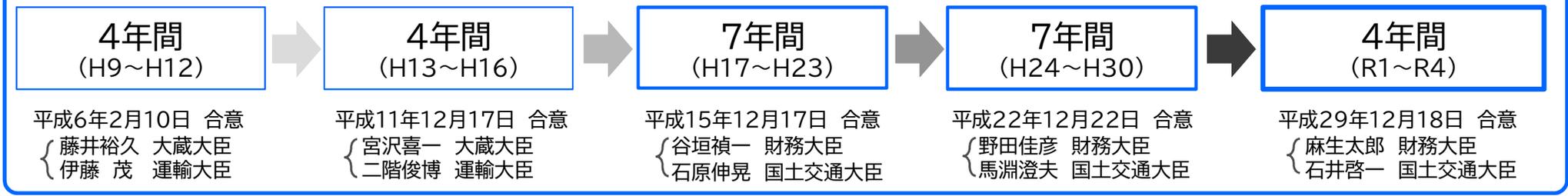
令和5年度以降における繰戻しの継続



賦課金制度の検討

# 一般会計からの繰戻しに係る大臣間合意とこれまでの経緯

## これまでの大臣間合意における繰戻し期限



### 大蔵大臣・運輸大臣間合意（平成6年2月10日）

- 一般会計への繰入れは、平成6年度限りの臨時異例の措置として行うものとする。
- 自賠特会から一般会計への繰入金相当額は、原則として平成9年度から平成12年度（※）までの間において分割して、一般会計から自賠特会に繰り戻すこととする。  
（※）平成29年の財務大臣・国交大臣合意等により、下線部は、「平成31年度から平成34年度」と改められた。

### 財務大臣・国土交通大臣間合意（平成29年12月18日）

- 平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金については、平成30年度において、2,320,307千円を自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に繰り戻すこととする。
- 繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、自動車事故対策勘定における積立金の水準と変動状況等に鑑み、平成6年2月10日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（蔵計第238号、自保第38号）記2の「平成24年度から平成30年度」を「平成31年度から平成34年度」に改めることとする。
- 毎年度の具体的な繰戻額については、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、平成34年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。

# 自動車安全特別会計における歳入の推移

